

### 3生活を支援する障害福祉サービスについて

日常生活を送る上でさまざまな困りごとがある場合に利用できるサービスがあります。サービスを利用するためには、ご本人又はご家族等からの申請が必要です。利用した場合の利用者負担は、所得などにより異なります。申請方法や利用できる施設等は、お住まいの市町村にご相談ください。

#### 生活訓練や生活の場

##### ●宿泊型自立訓練

内容：居室その他の設備を一定期間提供するとともに、自立した日常生活や社会生活ができるように、生活能力の向上のために必要な訓練と支援を行います。  
対象：現在入院治療の必要はないが、地域生活を送る上で何らかの援助を必要とする障害を持つ方  
期間：原則2年以内(特に必要な場合は、1年を超えない範囲で延長可能)

##### ●共同生活援助(グループホーム)

内容：一人暮らしをすることに不安がある障害を持つ方が、4～5人程度で一緒に生活しながら、食事の提供や日常生活における相談・指導等の援助を受けることができる生活の場です。  
対象：障害があり、共同生活援助の利用が必要と認められた方

#### 在宅生活を支援する障害福祉サービス

##### ●短期入所(ショートステイ)

内容：自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設などで、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。  
対象：障害者総合支援法に規定される障害支援区分で1以上の認定を受けた方

##### ●居宅介護(ホームヘルプ)

内容：ホームヘルパーと呼ばれる専門のスタッフが自宅へ訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や生活に関する支援を提供するサービスです。  
対象：障害者総合支援法に規定される障害支援区分で1以上の認定を受けた方  
(身体介護を伴う通院等介助を利用している方は別途要件があります)

##### ●行動援護

内容：障害により行動上著しい困難がある方に対して、危険を回避するために必要な介助、外出時における移動の補助などを行うものです。  
対象：障害者総合支援法に規定される障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上の方

##### ●自立生活援助

内容：一人暮らしを始めたばかりの方や同居家族から支援を受けることが難しい方(家族が介護を受けていたり、病気療養中など)に対して、一人暮らし等に必要な理解力や生活力等を補うために、定期的な自宅訪問や随時の対応により、日常生活に関する相談や支援が受けられるサービスです。

対象：一人暮らしを始めたばかりの方や同居家族から支援を受けることが難しい方で、施設やグループホームを退所又は精神科病院から退院した方、生活環境等の変化(家族の死亡等)が生じた方等で、自立生活援助による支援が必要と認められた方

##### ●移動支援事業

内容：一人で外出するのが困難な方を対象に、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のために外出する際、その移動を介護するホームヘルパーを派遣するものです。  
対象：障害があり、移動支援が必要と認められた方

##### ●地域活動支援センター

障害を持つ方が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所による創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進など、様々な活動の場を提供する施設です。

##### ●相談支援事業

障害を持つ方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、情報提供や権利擁護のために必要な援助を行うもので、相談支援事業所やお住まいの市町村において行われます。